

丸の内相談窓口・金融ワンストップ支援サービス



〒100-7090 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー・KITTE 地下1階

受付時間 9:30～17:30（日本時間/土日祝日・年末年始を除く）

電話：03-6269-9981
E-mail：contactus@bdc-tokyo.org
financial-desk@bdc-tokyo.org
（金融ワンストップ支援サービス）

東京駅地下道直結 東京駅丸の内南口より徒歩1分

赤坂相談窓口・外国人創業人材受入促進事業・外国人起業家のための資金調達サポート



〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル7F（ジェットロ本部内）

*アーク森ビル1F受付を通らず、スターバックス向かいのエレベーターより7F直通

受付時間 9:30～17:30（日本時間/土日祝日・年末年始を除く）

電話：03-3582-8353
E-mail：support2@bdc-tokyo.org

東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩1分

有楽町相談窓口



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-8-3 SusHi Tech Square 2階
（Tokyo Innovation Base内）

受付時間 10:00～18:00（日本時間/土日祝日・年末年始を除く）

電話：03-4550-6306
E-mail：contactus@bdc-tokyo.org

JR山手線・京浜東北線「有楽町駅」京橋口 徒歩1分
東京メトロ有楽町線「有楽町駅」D9出口すぐ
東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」1出口 徒歩3分

赤坂窓口併設施設の紹介

赤坂窓口のあるアーク森ビル・ジェットロ本部7階にお越しいただくと、3つの施設のサービスを1か所で受けられます。

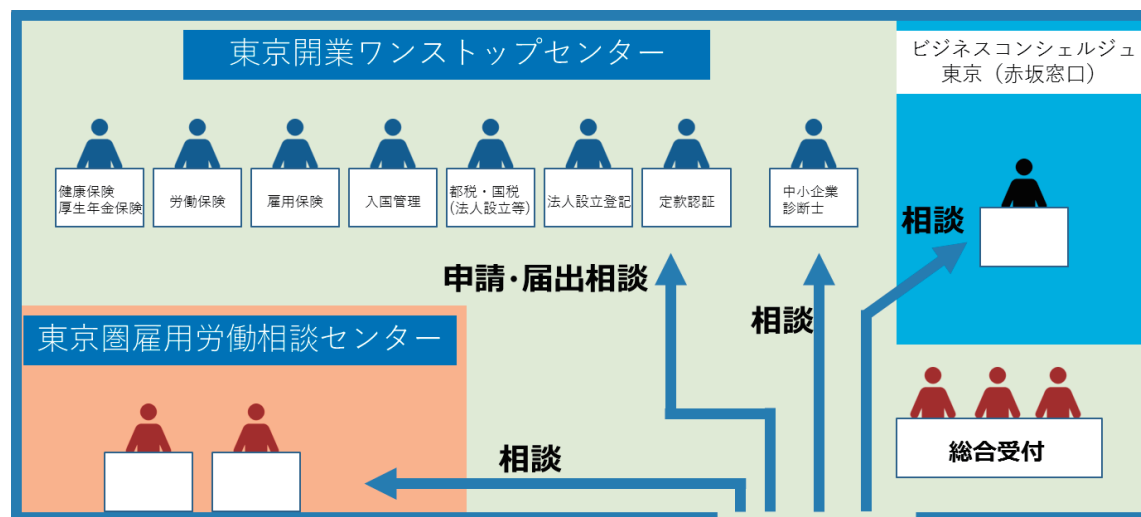
併設施設

東京開業ワンストップセンター

開業に関わる定款認証から社会保険等の手続きを1か所で行えます。

東京圏雇用労働相談センター

海外からの進出企業や新規開業直後などの企業が、雇用や労働に関する問い合わせや相談ができます。



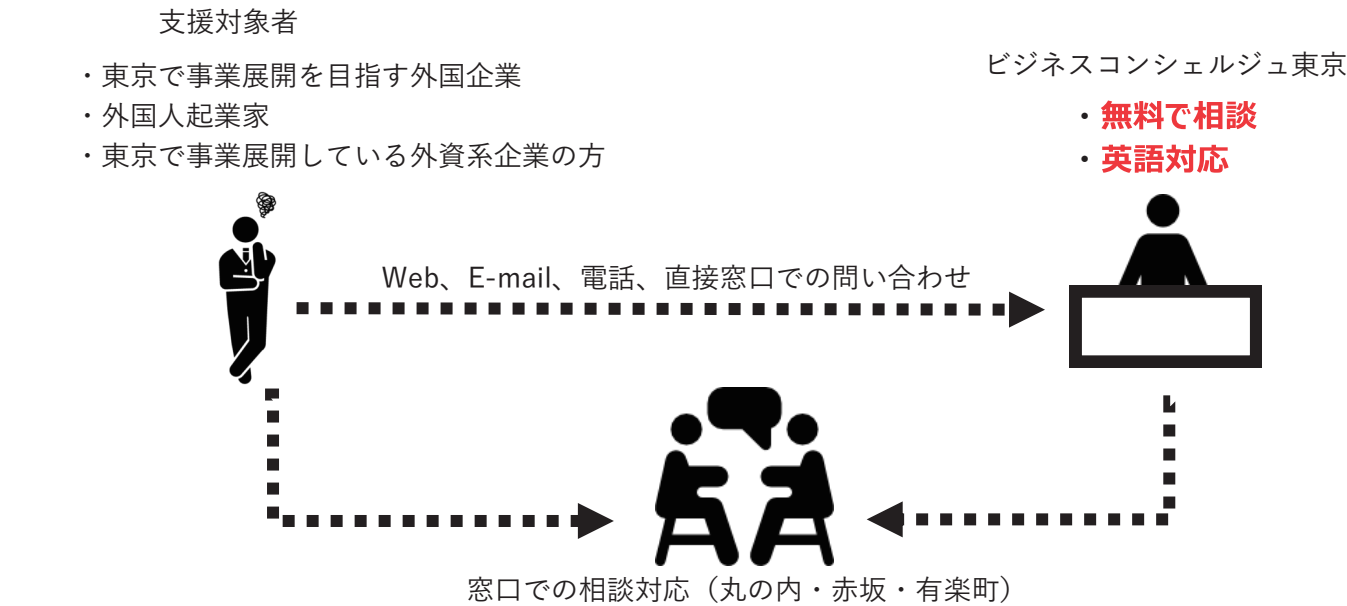
東京に進出する外国企業・外資系企業・外国人起業家をサポート

ビジネスコンシェルジュ東京とは

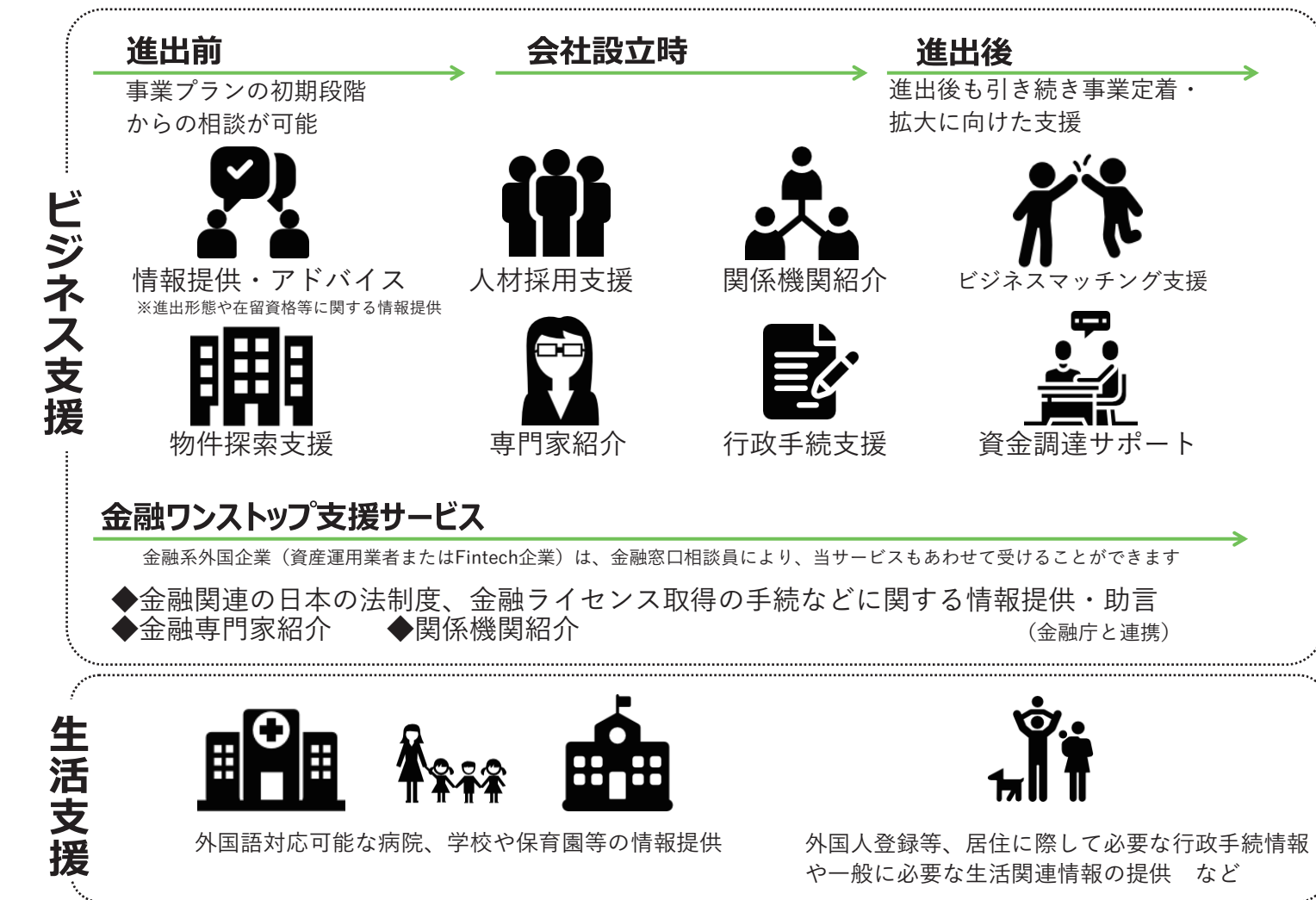
東京で起業や事業展開を検討している外国企業向けに、ビジネス面から生活面までをトータルに支援する東京都の総合窓口です。特に都内の「アジアヘッドクォーター特区」に進出を計画している外国企業には、ビジネス交流支援や専門的なコンサルティングサービスを提供し、日本の首都「東京」での事業展開を強力にバックアップします。

ビジネスコンシェルジュ東京では、都内3か所の窓口でサービスを展開しています。

※下記の通り窓口により提供サービスの内容が異なりますのでご注意ください。



主な支援の内容・流れ



ビジネス支援

赤坂

丸の内

有楽町

生活支援

赤坂

丸の内

有楽町

金融ワンストップ支援サービス

丸の内

対象：金融系外国企業（資産運用業者またはFintech企業）

都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、「金融窓口相談員」が金融庁と連携しながら行政手続の支援や金融専門家の紹介等、総合的なコンサルティングサービスを無料で提供します。

- 金融関連の日本の法制度、金融ライセンス取得などに関する情報提供及び助言
- 相談内容に応じた金融専門家（弁護士、会計士、税理士、行政書士等）や関係機関窓口等の紹介
- 拠点設立に関する補助金*申請支援（専門家への相談等経費、人材採用経費）

*金融系外国企業拠点設立補助金

東京進出の計画確定前に、金融窓口相談員にご相談ください。（事前相談必須）



*金融系外国企業事業基盤支援補助金

金融窓口相談員にご相談ください。（事前相談必須）



[参考]金融庁との連携について

金融庁では、「金融業の拠点開設サポートオフィス」を開設し、日本への拠点開設を検討中の海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令の手続等に関する相談を受け付けています。

都内に拠点開設を検討している海外金融業者は、東京都庁「金融ワンストップ支援サービス」と金融庁「金融業の拠点開設サポートオフィス」のどちらの窓口にも相談しても、両窓口間の連携により、包括的な対応を受けることができます。

外国人創業人材受入促進事業

赤坂

対象：都内で起業を目指す外国人 等

『経営・管理』の在留資格の取得要件を満たすために特例的に6か月間の在留許可を認め、6か月間を用いて、日本国内にいながら本来の『経営・管理』在留資格取得要件*を満たす準備を行うことができます。

申請はビジネスコンシェルジュ東京赤坂窓口で受付

- 事業計画等を提出した後、確認のため東京都で面接を実施します。6か月の在留資格取得には、東京都から活動確認証明書が発行された後、入管に申請する必要があります。
- 特例的に在留資格を認めるため、事業内容に独自性・先進性・蓋然性・東京でビジネスを行う理由等の視点でも確認を行います。

※事業計画等の内容および面談の結果により東京都から証明書を発行しない場合があります。

*在留資格要件：会社設立登記・事業所の確保
資金500万円or2名以上の採用 等

外国人起業家のための資金調達サポート

赤坂

対象：都内で起業を目指す外国人 等

創業期に活用できる資金調達手段に係る様々な疑問に英語の堪能なスタッフがワンストップでお答えし、必要となる手続をサポートします。

* 週3日の対応です。事前に問い合わせください。

- 制度融資、補助金など創業期に対象となる資金調達手段の情報提供
- 相談内容に応じた金融機関等への同行訪問によるコミュニケーションサポート（通訳・書類作成助言） 等